

飯田市議会会議規則新旧対照表（最終 平成27年6月26日飯田市議会規則第1号）

改正後（案）	現行
（緊急質問等） 第63条 （略） <u>（質疑及び質問に対する反問）</u> <u>第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。</u> <u>2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。</u> （準用規定） 第64条 （略） （発言時間の制限） 第112条 （略） <u>（質疑に対する反問）</u> <u>第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。</u> （議事進行に関する発言） 第113条 （略）	（緊急質問等） 第63条 （略） （準用規定） 第64条 （略） （発言時間の制限） 第112条 （略） （議事進行に関する発言） 第113条 （略）

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

飯田市議会議長 清 水 勇

飯田市議会規則第 号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条の次に次の1条を加える。

（質疑及び質問に対する反問）

第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。

2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。

第112条の次に次の1条を加える。

（質疑に対する反問）

第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。